

古新田保育所再整備基本設計・実施設計業務委託に関する

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

古新田保育所再整備基本設計・実施設計業務委託に関する公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）は、古新田保育所再整備基本設計及び実施設計業務を委託するに当たり、令和5年8月に策定した「古新田保育所再整備基本計画」（以下「基本計画」という。）を踏まえるとともに、本市の子育て支援の考え方や地域特性及び周辺環境との調和等を十分に理解し、創造性、柔軟に対応できる高い技術力や設計能力及び豊富な経験等を有する設計者を特定することを目的として実施するものです。

2 業務の概要

- (1) 業務名称 古新田保育所再整備基本設計・実施設計業務委託
- (2) 発注者 八潮市
- (3) 業務内容 古新田保育所再整備に係る基本設計及び実施設計業務のほか、詳細については、特記仕様書によります。
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和6年10月31日まで
(基本設計：契約締結の日から令和6年4月30日まで)
(実施設計：基本設計完了後から令和6年10月31日まで)
- (5) 委託金額 委託金額は、35,420,000円（消費税及び地方消費税を含む。ただし、税率は10%とし、平成21年国土交通省告示第15号の改正に伴う対応を含む。）を上限とします。

3 事業計画の概要

- (1) 建物用途 保育所（平成31年国土交通省告示第98号（以下「告示第98号」という。）別添二第十一号第1類）
- (2) 所在地 草加都市計画事業大瀬古新田土地区画整理事業
【仮換地】76-2街区10、11、12、13、14、15画地
- (3) 敷地面積 3,576.21㎡
- (4) 敷地条件
 - ア 用途地域 第一種中高層住居専用地域
 - イ 容積率 200%
 - ウ 建ぺい率 70%（60%＋角地緩和10%）
 - エ 防火地域 指定なし※現保育所を使用しながらの建設となるため、建設期間中の利用者の安全確保に十分配慮するものとします。
- (5) 建物規模 1,100㎡程度
- (6) 概算事業費 約6億円（消費税及び地方消費税を含む。）：税率10%
※設計・工事監理費、移転費、備品購入費等は含まないものとします。
- (7) 主要構造 基本計画に基づき、基本設計において協議します。
- (8) 耐震安全性の分類（官庁施設の総合耐震計画基準による）
 - ア 構造体の耐震安全性 II類
 - イ 建築非構造部材の耐震安全性 B類

ウ 建築設備の耐震安全性 乙類

- (9) 予定する工期 設 計：令和5年度～令和6年度
建設工事：令和7年度
現保育所の解体・外構工事：令和8年度

4 選定方針

- (1) 審査方式
受託候補者の選定は、二段階審査方式で行います。
- (2) 審査主体
参加表明書等及び技術提案書等の審査は、古新田保育所再整備設計者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行います。
- (3) 一次審査
参加表明書等の内容について書類審査、評価を行い、5者程度を選定します。
- (4) 二次審査
一次審査で選定された者から提出された技術提案書等の内容について、選定委員会によるヒアリングを実施したうえで評価を行い、最優秀提案者及び次点提案者を特定します。
なお、一次審査における審査結果（採点）は、二次審査に持ち越さないものとします。

5 実施スケジュール

	実施内容	日程
一次審査	公告、実施要領等の公表・配布	令和5年10月24日（火）公告 配布期限：11月8日（水）まで
	参加表明書等に関する質問書の受付期間	実施要領等の配布の日から 令和5年10月30日（月）まで
	質問書に対する回答	令和5年11月1日（水）まで
	参加表明書等の提出期間	令和5年11月2日（木）から 11月8日（水）まで
	一次審査	令和5年11月10日（金）
	選定・非選定通知書の送付	令和5年11月14日（火）までに発送
二次審査	技術提案書等に関する質問書の受付期間	技術提案書等の提出を要請した日から 令和5年11月20日（月）まで
	質問書に対する回答	令和5年11月24日（金）まで
	技術提案書等の提出期間	令和5年12月6日（水）から 12月8日（金）まで
	二次審査（プレゼンテーション）	令和5年12月22日（金）
	特定・非特定通知書の送付	令和6年1月5日（金）までに発送

6 実施要領等の配布

(1) 配布資料

- ア 古新田保育所再整備基本設計・実施設計業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領
- イ 様式集
- ウ 古新田保育所再整備基本設計・実施設計業務委託特記仕様書
- エ 古新田保育所再整備基本計画（令和5年8月）（以下、「基本計画」という。）
- オ 仮換地図

(2) 配布方法

八潮市ホームページからダウンロードしてください。

（<https://www.city.yashio.lg.jp>）

(3) 配布期間

令和5年10月24日（火）から令和5年11月8日（水）（参加表明書等提出期限まで）

7 担当課

八潮市 子ども家庭部 子育て支援課
〒340-8588
埼玉県八潮市中央一丁目2番地1
TEL：048-996-2111（代表：内線427）
E-mail：kosodate@city.yashio.lg.jp

8 参加資格及び条件

(1) 参加資格

本公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべてを満たしている者としてします。

- ア 原則として参加表明書等の受付日までに、「令和5・6年度八潮市競争入札参加資格者名簿」に設計・調査・測量業務のうち建築関連コンサルタントの業種で登録があり、埼玉県内に本・支店を有する者。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- エ 建築士法第10条第1項に規定する懲戒の処分を受けていないこと。
- オ 公告の日から契約締結の日までの期間において、八潮市建設工事等の契約に係る指名停止等に関する基準に基づく指名停止措置又は八潮市建設工事等に係る暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、裁判所から更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けており、かつ、公告日において本市の再審査を受け、競争入札参加資格を有した者は対象とする。

(2) 参加条件

上記（1）の参加資格を満たしていることのほか、次に掲げる条件をすべて満たす者と

します。

【提出者等の実績】

- ア 提出者は、平成25年4月以降に元請として日本国内で実施設計を完了した新築工事で、延べ面積1,100㎡以上の国若しくは地方公共団体の保育所又は平成31年国土交通省告示第98号（以下「告示98号」という。）別添二第十一号第1類の建築物の設計実績を有すること。
- イ 管理技術者は、平成25年4月以降に日本国内で実施設計を完了した新築工事で、延べ面積1,100㎡以上の国若しくは地方公共団体の保育所又は告示98号別添二第十一号第1類の建築物の設計実績を同立場若しくは意匠主任技術者として有すること。

9 業務実施上の条件

「8 参加資格及び条件」を満たしていることのほか、次に掲げる条件をすべて満たす者とします。

(1) 配置予定技術者

- ア 管理技術者及び建築（意匠）主任技術者は一級建築士であること。
- イ 管理技術者及び建築（意匠）主任技術者は提出者の組織に所属していること。
- ウ 管理技術者及び記入を求める各主任技術者（建築（意匠）・構造・電気・機械）は、それぞれ1名であること。
- エ 管理技術者が、記入を求める各主任技術者を兼任していないこと。また、記入を求める建築（意匠）主任技術者が、記入を求める他の分担業務分野の主任技術者を兼任していないこと。
- オ 配置予定技術者は参加表明書等の受付日以前に、当該事務所若しくは協力事務所と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有していること。
 - ※ 管理技術者とは、建築設計業務委託契約書（平成10年10月1日建設省厚契発第37号）第15条の定義による。
 - ※ 主任技術者とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。
 - ※ 分担業務分野の分類は、下表による。なお、次の分担業務分野を分割して新たな分野として設定はできない。

分担業務分野	業務内容
建築（意匠）	告示第98号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
建築（構造）	同上「構造」
電気設備	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機械設備	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

(2) 分担業務分野の再委託

- ア 主たる分担業務分野の建築（意匠）を除き、協力事務所へ再委託することができる。
- イ 構造分野の再委託先は、建築士法における構造設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属していること。ただし、提出者の組織に構造設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属している場合は、この限りではない。

- ウ 設備分野の再委託先は、建築士法における設備設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属していること。ただし、提出者の組織に設備設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属している場合は、この限りではない。
- エ 再委託先は、本要領「8 参加資格及び条件」の（1）参加資格イ、オ及びカを満たすこと。

10 参加に対する制限

参加に当たって、次の事項が制限されます。

- （1）当該提出者における協力事務所は、他の提出者若しくは他の提出者の協力事務所としての重複参加は認めません。
- （2）提出者が提出できる参加表明書等及び技術提案書等は、それぞれ1点のみとします。
- （3）提出された参加表明書等及び技術提案書等の差し替え、追加及び削除等は一切認めません。

11 参加表明書等の作成及び提出（一次審査）

（1）提出書類

次に掲げる書類を各必要部数提出してください。

提出書類	様式等	提出部数
ア 参加表明書	様式1-1	1部
イ 会社概要	様式1-2	正1部 副6部 (複写可) ※様式1-1から1-5をホチキス等で留め(左上1か所)提出すること
ウ 協力者等の名称等	様式1-3	
エ 業務実績表	様式1-4	
オ 管理技術者・主任担当技術者の経歴等	様式1-5	
（1）管理技術者の経歴等		
（2）主任担当技術者（建築(総合)）の経歴等		
（3）主任担当技術者（建築(構造)）の経歴等		
（4）主任担当技術者（電気設備）の経歴等		
（5）主任担当技術者（機械設備）の経歴等		
添付資料 ・入札参加資格登録書の写し ・保有資格（実績・資格）を証するものの写し ・健康保険被保険者証等雇用関係が確認できるものの写し		各1部

(2) 提出方法

ア 提出期間

令和5年11月2日（木）8時30分から

令和5年11月8日（水）17時15分まで

持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分までとします。

イ 提出先

本要領「7に掲げる担当課」

ウ 提出の方法

持参又は郵送とします。郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期間内必着とします。

エ 提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に提出書類受領確認書を交付します。郵送の場合は、電子メールにて提出書類受領確認書を送信しますので、受領を確認した旨を返信してください。

(3) 参加表明書等に関する質問の受付及び回答

質問は参加表明書等の作成及び提出に関する事項に限るものとし、次のとおりとします。なお、評価及び審査に関する質問は受け付けません。

ア 提出期間

実施要領等の配布の日から

令和5年10月30日（月）17時15分まで（必着）とします。

イ 提出先

本要領「7に掲げる担当課」

ウ 提出書式

質問書（様式1-6）

エ 提出の方法

電子メールによる提出とし、電子メールの件名は「八潮市古新田保育所再整備基本設計・実施設計業務委託に関する公募型プロポーザル質問書」として、送信してください。（電子メールの容量は、5MB以内としてください。）

なお、誤送信等防止のため、メール送信後に事務局まで電話にて着信の確認をしてください。

オ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、質問回答書として一括してとりまとめ、令和5年11月1日（水）17時15分までに、質問者へは電子メールで回答するとともに、市ホームページにも掲載します。なお、質問回答書は、本実施要領の追加又は修正として、本実施要領と同様に扱うものとします。

1 2 技術提案書等の作成及び提出（二次審査）

(1) 提出書類

技術提案書等の提出者は、一次審査で選定された者とし、次に掲げる書類を各必要部数提出してください。

提出書類	様式等	提出部数
ア 技術提案書	様式2-2	1部
イ 業務の実施方針	様式自由 ただし、A3サイズ 横長片面で1枚	6部（企業名無し） 1部（企業名有り） ※イ～エをホチキス等 で留め（左上1か所） 提出すること ※カラー印刷とすること
ウ 評価テーマに対する技術提案	様式自由 ただし、全体でA3 サイズ横長片面4枚 以内とする	
エ 設計工程計画	様式自由 ただし、A3サイズ 横長片面で1枚	
オ 業務参考見積書	様式2-3, 2-4	1部

(2) 業務の実施方針

業務の実施方針として、取組体制、設計チームの特徴及び特に重視する設計上の配慮事項等について設計工程計画を踏まえて記載してください。

(3) 技術提案を求めるテーマ

次の課題に関する提案をまとめてください

保育所として安全性、機能性、実用性、品質等を確保した上で、「自然」のイメージを強く印象づけることができる保育室、園庭（遊具、外構、駐車場）等の計画について提案してください。

また、保育所に地域交流機能（子育てひろば事業、学童保育所事業等の実施による）を持たせるとともにセキュリティ等を工夫し、通常の保育機能に支障をきたさない計画について提案してください。

技術提案書等は、原則として以下のテーマについて文章で簡潔に記載（文字の大きさは10.5ポイント以上）することとし、作成に当たっては、基本計画のほか、本市の地域特性や周辺環境との調和等を十分考慮したうえで検討、提案してください。

なお、文章を補完するために必要な視覚的表現については、最小限の範囲とし、具体的な設計又はこれに類するものに基づいた表現とはしないでください。

また、提出者を特定することが可能となる記述は避けてください。

(4) 設計工程計画

ア 古新田保育所再整備に伴う基本・実施設計の期間短縮を含めた設計工程（委託業務すべての内容）とします。

イ 設計業務には、積算業務及び関係法令の申請から許認可を得るまでの期間を含むものとします。

(5) 業務参考見積書

業務参考見積書は、基本設計・実施設計業務及び地質調査業務の合計額（消費税及び地方消費税を含まない）及びその内訳額を記載してください。なお、これとは別に消費税及び地方消費税を含む額（税率10%）も併せて記載してください。

(6) 提出方法

ア 提出期間

令和5年12月6日（水）8時30分から

令和5年12月8日（金）17時15分まで

イ 提出先

本要領「7に掲げる担当課」

ウ 提出の方法

持参又は郵送とします。郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期間内必着とします。

エ 提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に提出書類受領確認書を交付します。郵送の場合は、電子メールにて提出書類受領確認書を送信しますので、受領を確認した旨を返信してください。

(7) 技術提案書等に関する質問の受付及び回答

技術提案書等の作成及び提出に関する事項に限るものとし、次のとおりとします。

なお、評価及び審査に関する質問は受け付けません。

ア 提出期間

技術提案書等の提出を要請した日から

令和5年11月20日（月）17時15分まで（必着）とします。

イ 提出先

本要領「7に掲げる担当課」

ウ 提出書式

質問書（様式3）

エ 提出の方法

電子メールによる提出とし、電子メールの件名は「古新田保育所再整備基本設計・実施設計業務委託に関する公募型プロポーザル質問書」として、送信してください。

（電子メールの容量は、5MB以内としてください。）

なお、誤送信等防止のため、メール送信後に事務局まで電話にて着信の確認をしてください。

オ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、質問回答書として一括してとりまとめ、令和5年11月24日

（金）17時15分までに、技術提案書等の提出を要請した者（辞退届提出者を除く）全員に対し電子メールで回答するとともに、市ホームページにも掲載します。なお、質問回答書は、本実施要領の追加又は修正として、本実施要領と同様に扱うものとします。

1.3 審査及び評価

(1) 古新田保育所再整備設計者選定委員会の設置

最優秀提案者及び次点提案者の特定に当たっては、古新田保育所再整備設計者選定委員会において審査及び評価を行います。

なお、本プロポーザルにおける参加者（参加表明者又は技術提案者）が1者のみであっても審査及び評価を行い、特定の可否を決定します。

(2) 一次審査

ア 審査方法

選定委員会において、参加表明書等の書類審査を行い、技術提案書等の提出を要請する者を5者程度選定します。

イ 実施日

令和5年11月10日（金）

ウ 結果の通知

一次審査で選定された者に対しては、技術提案書等の提出要請を書面にて行います。一次審査の結果、選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨及びその理由（非選定理由）を書面にて通知します。

(3) 二次審査

ア 審査方法

一次審査で選定された者によるプレゼンテーション並びに選定委員会によるヒアリング、審査及び評価を行い、最優秀提案者及び次点提案者を特定します。

なお、一次審査における評価点は、二次審査に持ち越さないものとします。

イ 実施日

令和5年12月22日（金）

ウ プレゼンテーション及びヒアリング

- ①出席者は、本業務を担当する配置予定技術者の中から3名以内とします。
- ②場所、日付、時間、留意事項等については一次審査後に別途通知します。
- ③出席しない場合は、参加意思がないものとみなし原則として審査の対象とはしません。

エ 結果の通知

- ①選定委員会の審査結果をもとに最優秀提案者及び次点提案者を特定します。なお、参加表明書等の提出者が1者の場合であっても、技術提案書等の審査及び評価を行い、基準（合計の7割）を満たしていると判断した場合は、最優秀提案者として特定します。

- ②最優秀提案者及び次点提案者に特定された者に対しては、書面にて通知します。

また、特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨及びその理由（非特定理由）を書面にて通知します。

なお、選定委員会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続き完了後に公表するものとします。

(4) 評価項目等

審査における評価項目、評価基準の概要及び配点は、次表に掲げるとおりとします。

ア 《 一次審査 》

参加表明書等の評価項目

評価項目	評価の着目点			評価点		
	判断基準					
事務所の評価 (様式 1-4)	実績 1 件ごとに右の基準で行う。 (それぞれ 5 件までの合計を評価点とする)	用途	同種業務 (用途) の実績の場合 1 点/件 類似業務 (用途) の実績の場合 0.5 点/件 最大 5 点	5		
		構造	同種業務 (構造) の実績の場合 1 点/件 最大 5 点	5		
配置技術者の資格 (様式 1-5)	主任担当技術者保有の技術者資格等について評価する。	建築 (総合)		4 点 × 一級建築士 [1.0] ※一級建築士以外 [0]	4	
		建築 (構造)		2 点 × 構造設計一級建築士 [1.0] 2 点 × 一級建築士 [0.5]	2	
		電気設備		2 点 × 設備設計一級建築士 [1.0] 2 点 × 建築設備士・一級建築士 [0.5]	2	
		機械設備		2 点 × 設備設計一級建築士 [1.0] 2 点 × 建築設備士・一級建築士 [0.5]	2	
配置技術者の実績 (様式 1-5)	管理技術者及び建築 (総合) を担当する主任技術者の業務実績について評価する。右の基準に基づき A × B を実績 1 件ごとの評価とし、それぞれ 5 件までの合計を評価点とする。	管理技術者	用途	A	同種業務 (用途) の実績 [0.2] , 類似業務 (用途) の実績 [0.1]	3
				B	管理技術者での実績 [0.1] ,主任担当技術者 (建築 (総合)) での実績 [0.5]	
				例	$3 \text{ 点} \times \text{A} [0.2] \times \text{B} [1.0] = 0.6$ 5 件分の評価を合計する。最大 3 点	
		管理技術者	構造	A	同種業務 (構造) の実績 [0.2]	3
				B	管理技術者での実績 [1.0] ,主任担当技術者 (建築 (総合)) での実績 [0.5]	
				例	$3 \text{ 点} \times \text{A} [0.2] \times \text{B} [0.5] = 0.3$ 5 件分の評価を合計する。最大 3 点	
		主任担当技術者 (建築 (総合))		A	同種業務 (用途) の実績 [0.2] , 類似業務 (用途) の実績 [0.1]	4
				B	管理技術者又は主任担当技術者 (建築 (総合)) での実績 [1.0]	
				例	$4 \text{ 点} \times \text{A} [0.2] \times \text{B} [1.0] = 0.8$ 5 件分の評価を合計する。最大 4 点	
合 計				30		

[] を評価点とする。

[評価点] × 配点を各評価項目の得点とし、各評価項目の得点を合計した総得点が大きい者から順に選定する。

イ 《 二次審査 》

①技術提案書等の評価項目

評価項目	評価の着目点		評価点
業務実施方針及び手法（評価に当たっては技術提案書等の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。）	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合について優位に評価する。	10
	業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等（評価テーマに対する内容を除く。）について設計工程計画を踏まえて、的確性、独創性、実現性を総合的に評価する。	20
	課題に対する技術提案	技術提案について、的確性、独創性、実現性を考慮するとともに、地域性として市の現状及び特性を踏まえた今後のまちづくりの提案となっているか、総合的に評価する。	60
計			90

二次審査の評価に当たっては、技術提案書等の評価（90点）と業務参考見積額の評価（10点）の合計点とします。

※「的確性」、「独創性」、「実現性」については、次の評価とします。

的確性：与条件との整合が取れているか等

独創性：工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等

実現性：提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等

※具体的な建物の設計又はこれに類するものに基づいていると推測される表現があった場合は、評価を減点することがあります。

②業務参考見積額の評価

評価項目	評価の着目点	配点
業務参考見積額	[評価点] = 提案見積金額の最低額 / 提案見積金額 × 10	10

1 4 失格

次の条件のいずれかに該当する場合には失格となることがあります。

- (1) 提出資料等が本要領の提出方法に適合しない場合
- (2) 提出資料等が本要領に示された条件に適合しない場合
- (3) 虚偽の内容が記入されている場合
- (4) その他、本要領に違反すると認められた場合
- (5) 委員会委員に不当な働きかけをした場合
- (6) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (7) 本要領「8 参加資格及び条件」及び本要領「9 業務実施上の条件」を満たさなくなった場合

1 5 設計業務契約

(1) 契約の締結

最優秀提案者を業務に係る随意契約の締結予定者とし、別途見積書の提出を求め契約手続きを行うものとします。ただし、最優秀提案者に事故等があり、契約手続きが不可能となったときは、次点提案者を見積書徴収、契約手続きの相手方とします。

(2) 履行期間

契約締結の日から令和6年10月31日までとします。

(3) 発注者

八潮市

(4) 契約手続きに使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 業務委託料

各年度の予算の範囲内で、提出された見積書の金額に消費税及び地方消費税（税率10%）を加算した額を上限として決定します。

(7) 契約保証金

八潮市契約規則第28条の規定に基づくものとします（契約金額の100分の10以上）。ただし、同規則第29条の規定に該当する場合はこの限りではありません。

(8) 委託料の支払い

業務終了後に支払うものとします。

1 6 その他

(1) 辞退について

技術提案書等の提出者に選定された者が、技術提案書等の提出を辞退する場合は、書面（書式自由。ただし、A4判とする。）により、技術提案書等の提出期日までに本要領

「7に掲げる担当課」まで、持参又は郵送してください。

なお、辞退した場合でも、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはありません。

(2) 本プロポーザルに係る書類の作成及び提出に係る費用並びにヒアリング審査の参加費用は、すべて参加者の負担とします。

(3) 提出期限以降における提出資料の差し替え及び再提出は認めません。また、本業務の実施に当たっては、提出資料に記入した配置予定の管理技術者及び主任技術者を原則として変更することはできません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの承諾を市から得るものとします。

(4) 提出資料の取扱い

ア 提出された参加表明書等は返却しません。

イ 最優秀提案者として特定されなかった技術提案書等は、提出者の希望がある場合は返却します。返却を希望する場合は、その旨を技術提案書等に記入してください。記入なき場合は返却希望がないものとみなします。

ウ 提出資料の著作権は、提出者に帰属します。

エ 提出書類は、審査を行う作業に必要な場合において、その一部又は全部を使用（複製、転記又は転写等）することができるものとします。

オ 提出資料及びその複製は、審査以外に提出者に無断で使用しないものとします。

ただし、市は提出資料のうち、業務の実施方針及び評価テーマに対する技術提案については、市議会等への説明資料としての使用及び本プロポーザルに関する記録として使用できるものとします。

カ 市は、提出された参加表明書等及び技術提案書等について、八潮市情報公開条例（平成13年条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報は、非公開となる場合があります。

キ 市は、最優秀提案者として特定された参加者の技術提案書等のうち「業務実施方針」及び「評価テーマに対する技術提案」については、市ホームページ等において公開できるものとします。この場合において、市から求めがある場合には、当該資料の電子データを提供するものとします。

(5) 工事受注資格の喪失

ア 本業務を受注した者（その者が本件業務の遂行に当たって協力を得ようとする者を含む。）は、本件業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができません。

イ 本業務を受注した者（その者が本件業務の遂行に当たって協力を得ようとする者を含む。）と建設業者との間に次に掲げる事実が認められる場合は、当該建設業者は、本件業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができません。

① 一方が他方に出資していること。

② 一方の代表取締役が他方の取締役を兼ねていること。